



埼玉県報

第382号
令和5年(2023年)
1月27日
金曜日

目次

告示

- 行政書士の処分（市町村課）
- 新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道越谷野田線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道越谷野田線の供用の開始（越谷県土整備事務所）

告示

埼玉県告示第五十九号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第三号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分を受けた行政書士

イ 氏名

中村 広

ロ 事務所の名称

中村行政書士事務所

ハ 事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目千三百四十九番地三

ニ 登録番号

第一二一三一五八四号

二 処分をした年月日

令和五年一月二十四日

三 処分の内容

業務の禁止

告 示

埼玉県告示第六十号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六十一号

測量計画機関である株式会社サラダボウルから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

株式会社サラダボウル

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

白岡市篠津北東部地区

四 作業期間

令和三年三月一日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六十二号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（カラー航空写真）

三 作業地域

狭山市全域

四 作業期間

令和四年十二月二十日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六十三号

測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県杉戸県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量）

三 作業地域

久喜市

四 作業期間

令和四年十一月七日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六十四号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東松山市大字上野本

四 作業期間

令和四年十二月一日から令和五年三月三日まで

告 示

埼玉県告示第六十五号

令和四年埼玉県告示第五百七号で公示した公共測量は、令和四年十二月十五日終了した旨測量計画機関である山梨県富士・東部建設事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第六十六号

令和四年埼玉県告示第八百三十九号で公示した公共測量は、令和四年十二月十六日終了した旨測量計画機関である埼玉県春日部農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六十七号

令和四年埼玉県告示第四百八十四号で公示した公共測量は、令和四年十一月三十日終了した旨測量計画機関である日高市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第六十八号

令和四年埼玉県告示第六百十四号で公示した公共測量は、令和四年十二月十三日終了した旨測量計画機関である大和ハウス工業株式会社東京本店から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六十九号

令和四年埼玉県告示第十二号で公示した公共測量は、令和四年十二月二十六日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七十号

令和四年埼玉県告示第六百六十五号で公示した公共測量は、令和四年十二月二十三日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七十一号

令和三年埼玉県告示第千百三十二号で公示した公共測量は、令和四年十二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―三〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字本郷字神明原八番外十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百九十四・五五立方メートル

告 示

埼玉県告示第七十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―二七―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字砂山字上宿六百四十一番地 外七十九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千八百五十五・八一立方メートル

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字田島六一 五番一地从先から同郡同町大字 田島六三三番三地从先まで		区 間
二九・〇一 三七・〇〇	二九・〇一 二九・〇一	敷地の幅員 (メートル)
二六・三五		延 長 (メートル)
令和二年八月十四日付け 埼玉県越谷県土整備事務 所長告示第十号で告示し た道路予定区域の変更で ある。		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

路線名	越谷野田線
供用開始の区間	北葛飾郡松伏町大字田島六一五番一地从先から同郡同町大字田島六三八番三地先まで
供用開始の期日	令和五年一月二十七日
備考	令和五年一月二十七日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二六・三五メートル